

写

令和元年11月11日

愛知県知事 大村 秀章 殿

愛知県特別職報酬等審議会

会 長 山 岸 敬 子

知事及び副知事の給料の額について（答申）

令和元年10月21日、本審議会は、貴職から知事及び副知事の給料の額の改定について意見を求められたので、慎重に審議した結果、別記のとおり改定するよう答申します。

## 別 記

### 答 申

#### 1 給料の額

次のとおりとすること

知 事 月額 1,379,000 円

副知事 月額 1,093,000 円

#### 2 改定時期

令和 2 年 4 月 1 日とすること

#### 3 改定理由

特別職の議員報酬及び給料の額は、広く県民の理解が得られるよう、それぞれの職務と職責の度合いや一般職の給与改定状況、国及び他団体の改定動向、愛知県の財政状況、社会経済情勢などを総合的に勘案して判断すべきものとする。

本審議会では、令和元年 10 月 21 日、知事から諮問を受け、これらの視点を踏まえ、慎重に審議し、論議を行った。

審議において、勘案すべきと判断した主な事情は以下のとおりである。

10 月 9 日、愛知県人事委員会から、一般職の給与に関する勧告が出され、令和 2 年 4 月から、地域手当の支給割合を引き下げる一方で、引下げ分に応じて給料を引き上げることとして、給料と地域手当等を合わせた給与水準は変えず、その内訳を見直すこととされたところである。

知事及び副知事については、条例上「県職員の例により地域手

当を支給する」とされていることから、一般職の見直しに伴い、地域手当が引き下がるため、給料の引上げを行わない場合には、給与水準は引き下がることとなる。

一方、県議会議員については、地域手当が支給されないため、見直しによる影響は受けない。

なお、昨年度から、他の主要都道府県における特別職の報酬等の状況に変動はなく、その他の状況についても大きな情勢変化は見受けられない。

こうした状況を総合的に勘案すると、現行の給与水準を維持すべきであることから、地域手当が支給される知事及び副知事の給料の額は引き上げ、地域手当が支給されない県議会議員の議員報酬の額は据え置きとすることが適当であるとの結論に至ったものである。

よって、知事及び副知事の給料の額を引き上げることとし、改定時期は、一般職の改定時期と同日として、諮問のとおり改定すべきと判断した。